

定額複利預金規定

1.(預金の支払時期等)

- (1) 定額複利預金(以下「この預金」といいます。)は、預金の全部または一部について預入日の6ヶ月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6ヶ月後の応当日から証書表面または、通帳記載の最長預入期間までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

2.(利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日(最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

6ヶ月以上1年未満	1年以上1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上2年未満
2年以上2年6ヶ月未満	2年6ヶ月以上3年未満	3年以上3年6ヶ月未満
3年6ヶ月以上4年未満	4年以上4年6ヶ月未満	4年6ヶ月以上5年未満
5年		

ただし、この預金の預入日において当金庫がこの預金について金額階層ごとに約定利率を設けている場合は、一部支払い後の預金残金には、一部支払いをした日以後、この一部支払い後の預金残金が該当する金額階層の約定利率(この約定利率は、預入日に定めた利率とします。)を適用します。

- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により預入日の6ヶ月後の応当日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第4条第4項第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.(定期預金等共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金等共通規定」が適用されるものとしますが、本規定は「定期預金等共通規定」に優先して適用されるものとします。

以上

自動継続定額複利預金規定

1.(自動継続)

- (1) 自動継続定額複利預金(以下「この預金」といいます。)は、証書表面または、通帳記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の方法により表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限。以下同様とします。)までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限後に支払います。

2.(預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6ヶ月後の応当日(継続をしたときはその継続日の6ヶ月後の応当日)以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6ヶ月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引き続き自動継続の取扱いをします。

3.(利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時)に預入日から最長預入期限(解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(継続後の預金については上記1.(2)の利率。)によって6ヶ月複利の方法で計算します。なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

6ヶ月以上1年未満	1年以上1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上2年未満
2年以上2年6ヶ月未満	2年6ヶ月以上3年未満	3年以上3年6ヶ月未満
3年6ヶ月以上4年未満	4年以上4年6ヶ月未満	4年6ヶ月以上5年未満
5年		

ただし、この預金の預入日において当金庫がこの預金について金額階層ごとに約定利率を設けている場合は、一部支払い後の預金残金には、一部支払いをした日以後、この一部支払い後の預金残金が該当する金額階層の約定利率(この約定利率は、預入日に定めた利率とします。)を適用します。

- (2) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫の所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

- (4) 解約または一部支払いするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (6) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により預入日の6ヶ月後の応当日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第4条第4項第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.(定期預金等共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金等共通規定」が適用されるものとしますが、本規定は「定期預金等共通規定」に優先して適用されるものとします。

以 上